

戦陣訓（現代語訳）

序

そもそも戦陣というところは、天皇陛下のご命令をもととして、皇軍の皇軍たる真価を現し攻撃すれば必ず取り、戦闘すれば必ず勝ち、広く八紘一宇のご聖旨を世界に行き渡らせ、敵軍に、天皇陛下のご威光を仰がせて、その尊さを深く心に刻みつけさせる場所である。だから戦陣にある者は、十分にわが大日本帝国の、世界人類の幸福を増やさねばならぬという、尊い役目を会得して、皇軍の軍人として皇道を顕現するためにふみ行わねばならぬ、正しい道をしっかりと保ち、わが国の威光と恩徳とを、広く世界に揚げ現すように努めねばならない。

思うに、軍人精神の根本となる道は、恐れ多くも軍人にお下しになった勅諭の中に、はっきりとお示ししてくださっている。そして戦闘や訓練などについて、よりどころとせねばならない大切な点は、また操典や要務令などの綱領に教え示されている。ところが戦陣の様子や事情というものは、また格別な点があって、どうかすると目先の事柄に気を取られて、大切な根本を忘れ、ひょっとするとその行いが、軍人としての義務に背くようなことがないとは限らない。十分に反省し気をつけねばならぬことではないか。そこで、これまでの戦陣における経験から考えて、常に戦陣で勅諭のご聖旨を頂いて、十分にその大御心に添い奉る行いができるように、いちいち実際の事柄について戦陣での行いのよりどころを教え、そして皇軍の将兵が、八紘一宇のご聖旨を世界に行き渡らすために守り行う道徳を、一層高いものにしようと思う。これがつまりこの戦陣訓本来の趣旨とするところである。

本訓 その一

第一 皇国

大日本帝国は、天照大神以来相受けて代々天皇がお治めになっている国である。天地とともに連綿と続いて窮まりのない皇統をお継ぎになっている天皇陛下が上においでになり、天照大神以来変わる事のない国家統治のご方針を受け継いで、永遠にこの国をお治めになっているのである。天皇陛下の厚いお恵みは、全ての国民、誰一人これを頂かない者はなく天皇陛下の聖なる徳は、世界中に照り輝いている。この尊くありがたい天皇陛下を上にも頂くわれわれ国民もまた、先祖代々、忠・孝・勇・武の徳を受け継いで天皇陛下のみ国日本の道義を、広く世界に揚げ現して、八紘一宇の大御業を助け奉り、天皇陛下と国民とが一体となって、今日のように国の勢いを盛んにしたのである。

戦陣にある将兵は、よくこの万国に比類のないわが国体の根本の意義を十分自分のものとして、しっかりと動くことのない信念を堅く持ち、断じてわが皇国を守るところの重大任務を成し遂げることに努めねばならない。

第二 皇軍

皇軍は天皇陛下自ら率いられて、神武の精神を身をもって示し、このことによって、皇国の威光と恩徳とを世界に揚げ現し、皇室のお栄えをお助け申し上げることを任務とするものである。

常に天皇陛下の大御心を体し奉って、心が正しくて武勇であり、武勇であって情け深く、よく全世界の大協和を実現するもの、これを神武の精神というのである。武の徳は厳格でなければならず、仁の徳は公平に隅々まで行き渡らすことが大切である。仮にも皇軍に反抗する敵があったときは、勢い鋭く、当たるべからざる武力を振るって、断然これを打ち砕かねばならない。しかしまた、たとえそのいかめしい武力をもって、よく敵を屈服させることができたとしても、降伏してくる敵は撃たず、服従する者は哀れむという徳が十分でなかったなれば、いまだ皇軍の道として完全なものとは言うことはできない。武の徳は高ぶらず、仁の徳は見えを主とせず、これらの徳が自然に行いに現れ出るのが尊いのである。皇軍の本来の特色は、慈愛と武威とが同時に並行して行われ、至らぬ隈なく、天皇陛下のご威光を仰がせ慕わしめるということにある。

第三 軍紀

皇軍の軍紀の生命とする点は、恐れ多くも大元帥陛下は対し奉って、絶対に服従申し上げるといふ気高い精神にあるのである。

上官と部下とが一斉に、天皇陛下の大御心を奉体する指揮命令の、尊く犯すべからざるものである理由を深く心に刻んで忘れず、上官は大元帥陛下のご統帥に服し奉ることが謹み深く厳格であり、部下もまた謹んで上長に服従の誠心を尽くさねばならない。将兵ことごとくが、忠節の誠心をもって堅く結びつき、上下の心のつながりがびったりとついており、全軍がただ一命令によって整然と行動することは、これが戦闘に勝利を得るために最も必要な条件で、またこのことは、実に地方の安寧と秩序とを堅く保つために、最も大切な方法である。

特に戦陣は、服従の精神を極度にまで発揮し徹底的にこれをふみ行わねばならない場所である。進んで死を恐れず、艱難辛苦に堪えて、ひとたび命令が下るや、喜び勇んで、生還の望めない場所に飛び込み、黙々として、身命をささげてその命令を実行し、これを立派に成し遂げるのは、実にわが軍人精神の最も輝かしい現れである。

第四 団結

皇軍は、恐れ多くも大元帥陛下を上に取り立てられているのである。だから大元帥陛下の深い大御心をしっかりと頂いて、忠節の誠心によって一致団結し、全軍が一心同体であるという立派な実績を挙げねばならない。

軍隊は、大元帥陛下の大御心に基づく指揮命令の、根本の意義によって、隊長を中心とし、強く堅く結束して、その上なごやかな気分の満ち満ちた団結を作り上げねばならない。上官も部下も、皆が各自の尽くさねばならぬ本分を堅く守り、常に隊長の計画方針に従い、誠心をもって信じ合い、いささかの隔ても置かず、命も損得も眼中になく、全軍のため、ひいては君国のために、わが一身を喜んでささげる覚悟がなくてはならない。

第五 協同

全ての兵が心をついて、自分に与えられた任務を成し遂げるために突き進むとともに、全軍に勝利を得させるために、喜び勇んで自分を顧みることなく、いちずに協力し合うという精神を振るい現さねばならない。各隊は、互いにそれぞれ与えられた任務を尊重し、名誉を尊んで、信じ合い助け合い、自分から進んで艱難辛苦を引き受け、力を合わせ心をついて、ともに目的を成し遂げるために奮闘せねばならない。

第六 攻撃精神

およそ戦闘には、勇気に満ちて決断がよく、常に攻撃してやまない精神で終始しなければならない。

攻撃する場合には、思い切って自ら進み出て、敵の先手を打ってその氣勢をくじき、気力が強くて困難に屈せず、敵を徹底的にたたきつぶさねばならない。また防御に当たっても、よく内に鋭く激しい攻撃精神を保持して、必ず始終敵に働きかけて動作することのできる立場を持ち続けよ。**陣地は死んでも敵に渡してはならない。**追撃には絶対に容赦なく、どこまでも手を緩めず、とことんまでやっつけねばならない。

勇ましく脇目も振らず突き進んでどんなことにも恐れず、よく落ち着き度胸を据えて困難な場面に当たり、堅く堪え忍んで心を動かさず、どのような苦しみにも打ち勝ち、あらゆる障害を突き破って、まっしぐらに勝利を得るために突き進まねばならない。

第七 必勝の信念

信じる心が強ければ、そこに無限の力が生じるものである。自軍の勝利を固く信じて、断じてひるまない強い意志をもって戦う者こそ、何事の戦闘にも勝つのである。

きっと勝つという信念は、百千万回死に身になって訓練してこそ、始めて生じるものである。よくわずかの時間も惜しんで研究し、ありったけの知恵を絞って工夫して、必ず敵に勝つことのできる実力を身につけねばならない。

戦いに勝つか負けるかは、たちまちわが国の栄えるか滅びるかに直接影響する。名誉ある皇軍の歴史をよく考えて、あらゆる戦に必ず勝ってきた皇軍の歴史を汚してはならないという、自分の責任を深く心に刻みつけ、確実に勝利を得るまでは、絶対に戦闘をやめてはならない。

本訓 其の二

第一 敬神

われわれの一挙一動は、常に皇祖皇宗のみ霊がご覧になっているところである。心を正しく持ち、身の行いを慎み、深く誠心をもって神を敬い奉り、いつも忠義と孝行との二つを心から離さず、仰いで神々のお守りを受けることのできる、資格を身に備えねばならない。

第二 孝道

忠義と孝行とが一致するということは、わが国だけにある特別の道德の、最も優れた点で、わが国の忠義の念に厚い人々は、きっとまた誠心から孝行を尽くす人々である。戦陣においては、君国のためにこの身をささげさせてくださる父母のご恩を、深く心に頂いて、よく身命をなげうって、忠節の道を貫きとおし、このことによって、先祖から伝わってきた忠君の美風を明らかに世に現し、孝行の道を全うするように努めねばならない。

第三 敬礼挙措

敬礼は、純粹で混じり気のない服従心から、自然にあふれ出るもので、また上官と部下との心が一致した現れである。だから戦陣においては、平時にも増して特別に厳格で正しい敬礼をせねばならない。

礼儀に厚い心が内に満ち満ちており、動作が慎み深く厳格でかつ正しいのは、強い武人だという証拠である。

第四 戦友道

戦友間において守られなければならぬ道徳は、忠君の道において生死を誓い合い、互いに心の底から信じ頼り合い、ともに怠ることなく腕前と人格とを磨き、危急の場合に助け合い、間違ったことは注意し合って、一緒にそろって軍人としてのご奉公を完全に成し遂げることにある。

第五 率先躬行

幹部は燃えるような誠心の持ち主であり、部下の全ての行いの手本でなければならない。もしも上官の思想や行動が正しくなかったなれば、部下の行いは必ず乱れるものである。戦陣では、特に論より実行が大切である。何事も自ら人々の真っ先に立って、しっかりとした強い態度で実行しなければならない。

第六 責任

大元帥陛下の大御心に基づいてわれわれに与えられた任務は、尊厳で犯すことのできないものである。したがって、その任務に伴う責任は非常に重大である。だからわれわれは、一つの仕事一つの役目もおろそかにせず、魂を打ち込んで、ある限りの方法を尽くし、その任務を完全に成し遂げるために努めねばならない。自分の責任を大切にする者こそ、本当に戦場における最も優れた勇者である。

第七 死生観

必死の場合においても、厳として揺るがぬわれわれの行動のもととなるものは、身命をささげて君国は尽くすという気高い軍人精神である。生死のいかんを顧みず、一心不乱に、自分の任務を完全に成し遂げるために突き進まねばならない。ひとたび死所を得たなれば、ある限りの体力精神力をささげ切って、落ち着いた死を鴻毛の軽きに比し、永遠に忠勇義烈の士として名を残すことのできるのを、武人としての最大の喜びとせねばならない。

第八 名を惜しむ

名を重んじ武人としての恥ずかしい行動をしない者は強い。常に戦陣における自分の行動が、直ちに郷里の人々や、家族親戚たちの名誉に影響することを考え、一層奮い立って、これらの人々の希望に添うように努力せねばならない。

死ぬべき命を生きて、捕虜となるような恥ずかしいことをせず、死んで汚らわしい罪の名を後の世に残すようなことがあってはならない。

第九 質実剛健

戦陣における行動は、全て飾り気のない誠心をもととして、強くて正しい軍人氣質を奮い起こし、勢い盛んな意気を奮い立たせねばならない。

陣中における生活は、簡単で質素でなければならない。不自由はいつものことと思って、何事にも儉約をするように努めねばならない。ぜいたくな生活は、勇猛の軍人精神を失わしめるものである。

第十 清廉潔白

心がさっぱりして私欲がなく、少しも汚れた気持ちのないということは、軍人の気概と節操とのもととなるところのものである。自分の心に生じる欲心を抑えることができないで、物質上の欲望に本心を奪われるような者が、どうして皇国に身も命もささげるといような気高い行いをすることができようぞ。

品行は極めて厳格でなければならない。物事を取り計らうには公平で正しくなければならない。自分の行いを反省して、神にも人にも少しも恥ずかしい点のないように心掛けねばならない。

本訓 其の三

第一 戦陣の戒め

一 ちょっとした油断から思いも寄らぬ大変なことが生じるものである。平生からよく気をつけて準備を整え、厳重に警戒せねばならない。

敵兵や住民を軽んじ侮ってはならない。わずかな成功に気を緩めて、最後の仕上げに力を惜しんではならない。残敵や住民に対するちょっとした不注意もまた、重大な災いの原因となることを知っていなければならない。

二 軍事上の機密を漏らさぬよう、細かく気を配っていなければならない。スパイはいつもわれわれのすぐ近くにいるのである。

三 哨兵の任務は非常に重くかつ大切である。軍全体の安全か危急かを、自分一身に引き受け、隊全体の軍紀を身をもって示すものである。だからよろしく身命を打ち込んで、その重い責任に当たり、厳かに、心を引き締めてその任務を守り行わねばならない。

哨兵の責任の重い地位は、自他ともに十分に尊重せねばならない。

四 思想上の戦いは、今日の戦争の大切な一部分である。

わが皇国の使命と実力とに対する、厳として揺るがぬ信念によって、敵の宣伝やごまかしを打ち砕くだけでなく、さらに進んで住民や敵軍にまで、八紘一字の尊いご聖旨を行き渡らすように努力せねばならない。

五 よりどころのない風説や、無責任なうわさに気を取られるのは、信念の弱いときに起こることである。そんなことに迷ってはならず、信念を動かしてはならない。百戦百勝の皇軍の実力を固く信じて、誰が何と言おうとも、十分に上官を信じ頼らねばならない。

六 敵地の財物や資材を大切にするように注意することが大切である。

人夫や軍需品を出させたり、取り上げたり、物を焼き払うなどのことは、全て規則どおりにして、是非、指揮官の命令を受けたうえで行わねばならない。

七 世界平和を目標とする、皇軍本来の使命から考えて、哀れみ深い心で、よく罪のない住民を愛し、いたわってやらねばならない。

八 戦陣において、仮にも酒や女のために魂を失い、または欲心の起こるにまかせて持ち前の正しい心をなくし、そのために皇軍の威光と信用とを損ない、君国のために尽くさねばならない大切な自分の一生を駄目にするようなことがあってはならない。十分に自ら戒め慎んで、決して武人としての立派な道を汚さないように努めねばならない。

九 腹を立てぬようにし、不平を起さぬようにせねばならない。「怒りは自分を滅ぼす敵だと思え」と昔の人も教えている。いつきの腹立ちを抑えることができなかったために、長くいつまでも後悔せねばならなかった事例が多い。

軍の法律の厳しいのは、特別に軍人の名誉を高く保たせ、皇軍の威光と信用とを十分に持たそうがためである。歓呼の声に送られて、出征の途に上ったあの日の、堅い決心と熱い感激とを常に思い起こし、はるかに祖国の父母・妻子が自分の身の上を案じている心の中を思いやり、仮にも罪を犯すようなことがあってはならない。

第二 戦陣のたしなみ

一 古来武徳を尊んできた皇軍の歴史を、一層輝かしいものとするように、武人としての徳を養い、その腕前を磨くことに努力せねばならない。

「何事をするにも途中で飽きるな」ということは、昔の將軍の言った言葉にもある。

二 自分の死後に何の心残りもないようにして、一心に君国に仕え奉るために努力し普段から身の回りを整理して、死んだ後、何の汚れも残していないように用意しておく心掛けが大切である。

自分の死骸を戦場に横たえることは、もちろん軍人としてかねて覚悟しているところである。たとえ遺骨が郷里へ帰らないようなことがあっても、少しも気に掛けないよう、前もって家族の者によく言い聞かせておかねばならない。

三 せつかく戦陣に出ながら、病気のために死ぬようなことがあつては、このうえもない残念なことである。だから戦陣では、特に健康を保つことに心掛け、自分のふしだらな生活が原因となって、ご奉公に差し支えの生じるようなことがあつてはならない。

四 刀を自分の魂とし、馬を宝とした、昔の武士の心掛を、しっかり自分のものとして、戦陣においては、いつも兵器や資材を大切にし、馬をかわいがり、大切にせよ。

五 陣中で、道德上の義務が完全に守られているということは、強い戦闘力の発揮できるもとである。常にほかの隊の都合の良いように心掛け、宿舎や物品、資材等を独り占めせぬよう注意せねばならない。

「水鳥は飛び立っても、跡の水を濁さない」ということわざがある。さすが日本の軍隊は、勇ましいうえに軍紀が厳粛で、正義の念に厚く、奥ゆかしいという評判を、外国の片田舎にも、永久に語り伝えられたいものである。

六 総じて自分の功績を自慢せず、手柄を人に譲るのは、武人の、優れて高い人柄として尊ばれるところである。

人の昇進をうらやむことをせず、自分の認められないのを不平に思わず、深く反省して、自分の誠心の足りない点を考えねばならない。

七 何事も正直にと心掛けて、大げさに言ったり、うそをつくことは、恥ずかしいとせねばならない。

八 常に自分は、世界を率いて立たねばならぬ大日本帝国の、選ばれた軍人であるという、広く大きい度量を持ち、正しい道をふみ行って忠節の志に緩みなく、皇国の威光を広く世界に揚げ現さねばならない。

しかし、そのために外国人に対して高ぶるようなことなく、外国に対する礼儀もまた、大切にしなければならない。

九 当然死ぬべき命を生き永らえて、祖国へ帰れとの大元帥陛下のご命令を頂くことがあつたら、よくよく、戦陣において斃れた戦友の身の上を思い、言葉や行いに気をつけて、国民の手本となり、一層奮励努力して君国に尽くし奉るの覚悟を固くせねばならない。

結び

以上に言ったことは、全て軍人勅諭のご聖旨から出て、また軍人勅諭のご聖旨に帰り着くものである。だから以上の教えによって、戦陣における道義を立派にふみ行い、そして軍人勅諭のご垂訓を、欠けたところなく完全に守り遂げるように努めねばならない。

戦陣における将兵は、この戦陣訓を守らねばならぬ道理を十分に会得し守って、一層誠心をささげて君国のために尽くし、よく軍人として尽くさねばならぬ務めを完全に成し遂げ、天皇陛下の厚いお恵みにお報い申し上げねばならない。

戦陣訓（原文）

昭和十六年一月十五日印刷

昭和十六年一月十八日発行

昭和十六年一月二十五日陸軍省検閲済

陸訓第一号

本書ヲ戦陣道德昂揚ノ資ニ供スベシ

昭和十六年一月八日

陸軍大臣 東条英機

序

夫れ戦陣は、大命に基き、皇軍の神髓を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊嚴を感銘せしむる処なり。されば戦陣に臨む者は、深く皇国の使命を体し、堅く皇軍の動義を持し、皇国の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。

惟ふに軍人精神の根本義は、畏くも軍人に賜はりたる勅諭に炳乎として明かなり。而して戦闘竝に訓練等に関し準拠すべき要綱は、又典令の綱領に教示せられたり。然るに戦陣の環境たる、兎もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻るが如きことなしとせず。深く慎まざるべけんや。乃ち既往の経験に鑑み、常に戦陣に於て、勅諭を仰ぎて之が服行の完璧を期せむが為、具体的行動の憑拠を示し、以て皇軍道義の昂揚を図らんとす。是戦陣訓の本旨とする所なり。

本訓 其の一

第一 皇国

大日本は皇国なり。万世一系の天皇上に在しまし、肇国の皇謨を紹継して無窮に君臨し給ふ。皇恩万民に遍く、聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け、皇国の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一体以て克く国運の隆昌を致せり。

戦陣の将兵、宜しく我が国体の本義を体得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇国守護の大任を完遂せんことを期すべし。

第二 皇軍

軍は天皇統帥の下、神武の精神を体現し、以て皇国の威徳を顕揚し皇運の扶翼に任ず。」常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するものは神武の精神なり。武は厳なるべし仁は遍きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振り断乎之を撃砕すべし。仮令峻厳の威克く敵を屈伏せしむとも、服するは撃たず従ふは慈しむの徳に欠くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は驕らず仁は飾らず、自ら溢るるを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

第三 軍紀

皇軍軍紀の神髄は、畏くも大元帥陛下に対し奉る絶対随順の崇高なる精神に存す。上下斉しく統帥の尊厳なる所以を感銘し、上は大権の承行を謹厳にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。尽忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るなきは、是戦捷必須の要件にして、又実に治安確保の要道たり。特に戦陣は、服従の精神実践の極致を發揮すべき処とす。死生困苦の間に処し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として献身服行の実を挙ぐるもの、実に我が軍人精神の精華なり。

第四 団結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渥き聖慮を体し、忠誠の至情に和し、挙軍一心一体の実を致さざるべからず。軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和気藹々たる団結を固成すべし。上下各々其の分を厳守し、常に隊長の意図に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全体の為己を没するの覚悟なかるべからず。

第五 協同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戦捷の為欣然として没我協力の精神を發揮すべし。各隊は互に其の任務を重んじ、名誉を尊び、相信じ相援け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心相携へて目的達成の為力闘せざるべからず。

第六 攻撃精神

凡そ戦闘は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。

攻撃に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉碎せずんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の鋭気を包蔵し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は断々乎として飽く迄も徹底的なるべし。

勇往邁進百事懼れず、沈著大胆難局に処し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障害を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七 必勝の信念

信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者常に克く勝者たり。

必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝胆を砕き、必ず敵に勝つの実力を涵養すべし。

勝敗は皇国の隆替に関する。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戦百勝の伝統に対する己の責務を銘肝し、勝たずば断じて已むべからず。

本訓 其の二

第一 敬神

神靈上に在りて照覧し給ふ。

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

第二 孝道

忠孝一本は我が国道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。

戦陣深く父母の志を体して、克く尽忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顕彰せんことを期すべし。

第三 敬礼举措

敬礼は至純なる服従心の発露にして、又上下一致の表現なり。戦陣の間特に厳正なる敬礼を行はざるべからず。

礼節の精神内に充溢し、举措謹厳にして端正なるは強き武人たるの証左なり。

第四 戦友道

戦友の道義は、大義の下死生相結び、互に信頼の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、俱に軍人の本分を完うするに在り。

第五 率先躬行

幹部は熱誠以て百行の範たるべし。上正しからざれば下必ず紊る。
戦陣は実行を尚ぶ。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

第六 責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を
尽くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。
責任を重んずる者、是真に戦場に於ける最大の勇者なり。

第七 死生観

死生を貫くものは崇高なる献身奉公の精神なり。
生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。身心一切の力を尽くし、従容として悠久の大
義に生くることを悦びとすべし。

第八 名を惜しむ

恥を知る者は強し。常に郷党家門の面目を思ひ愈々奮励して其の期待に答ふべし。」
生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。

第九 質実剛健

質実以て陣中の起居を律し、剛健なる士風を作興し、旺盛なる志気を振起すべし。
陣中の生活は簡素ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎事節約に努むべし。奢侈
は勇猛の精神を触むものなり。

第十 清廉潔白

清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つこと能はずして物欲に捉はるる者、
争でか皇国に身命を捧ぐるを得ん。
身を持するに冷厳なれ。事に処するに公正なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

本訓 其の三

第一 戦陣の戒

- 一 一瞬の油断、不測の大事を生ず。常に備へ厳に警めざるべからず。敵及住民を軽侮するを止めよ。小成に安んじて労を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。
- 二 軍機を守るに細心なれ。諜者は常に身边に在り。
- 三 哨務は重大なり。一軍の安危を担ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の重きに任じ、厳肅に之を服行すべし。哨兵の身分は又深く之を尊重せざるべからず。
- 四 思想戦は、現代戦の重要な一面なり。皇国に対する不動の信念を以て、敵の宣伝欺瞞を破摧するのみならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。
- 五 流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の実力を確信し、篤く上官を信頼すべし。
- 六 敵産、敵資の保護に留意するを要す。」
徴発、押収、物資の燼滅等は総て規定に従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。
- 七 皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。
- 八 戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は欲情に駆られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、断じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。
- 九 怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一瞬の激情悔を後日に残すこと多し。
軍法の峻厳なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが為なり。常に出征当時の決意と感激とを想起し、遥かに思を父母妻子の真情に馳せ、仮初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

第二 戦陣の嗜

- 一 尚武の伝統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。
「毎時退屈する勿れ」とは古き武将の言葉にも見えたり。
- 二 後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に励み、常に身边を整へて死後を清くするの嗜を肝要とす。

屍を戦野に曝すは固より軍人の覚悟なり。縦ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる様予て家人に含め置くべし。

三 戦陣病魔に斃るるは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を来すが如きことあるべからず。

四 刀を魂とし馬を宝と為せる古武士の嗜を心とし、戦陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。

五 陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舎、物資の独占の如きは慎むべし。

「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく床しき皇軍の名を、異郷辺土にも永く伝へられたきものなり。

六 総じて武勲を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。

他の栄達を嫉まず己の認められざるを恨まず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。

七 諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。

八 常に大国民たるの襟度を持し、正を践み義を貫きて皇国の威風を世界に宣揚すべし。国際の儀礼亦軽んずべからず。

九 万死に一生を得て帰還の大命に浴することあらば、具に思ひを護国の英霊に致し、言行を慎みて国民の範となり、愈々奉公の覚悟を固くすべし。

結

以上述ぶる所は、悉く勅諭に発し、又之に帰するものなり。されば之を戦陣道義の実践に資し、以て聖諭服行の完璧を期せざるべからず。

戦陣の将兵、須く此の趣旨を体し、愈々奉公の至誠を擢んで、克く軍人の本分を完うして、皇恩の渥きに答へ奉るべし。